

**平成 16 年度安全協定に基づく軽微な異常事象**

## 敦賀発電所 2 号機 1 次系純水タンク架台塗装作業中における転落について

- ・発生日時：平成 16 年 11 月 15 日
- ・終結日時：平成 16 年 12 月 1 日（対策完了日）
- ・放射能による周辺環境への影響：なし
- ・国の取扱い：報告対象外
- ・安全協定上の取扱い：  
異常事象（第 6 条第 10 号「管理区域内で人に障害が発生したとき」）

## 1．概要

敦賀発電所 2 号機は、定格熱出力一定運転中のところ、平成 16 年 11 月 15 日 14 時 55 分頃、1 次系純水タンク室（管理区域）内にある 1 次系純水タンク上部手摺りを塗装する作業を行っていた作業員が、約 9 m 下の床面に落下した。作業員に放射能による汚染等がないことを確認し、直ちに敦賀市立病院に搬送した。作業員は、現在も同病院に入院治療中である。

## 2．原因調査

関係者からの聞き取りおよび現場状況の確認を行った結果、負傷した作業員はタンク保守点検用架台の上部架台の開口部（約 58cm × 約 66cm）から転落したものと推定された。

## （現場の状況）

- ・上部架台は、架台の梁にグレーチングをはめ込んだ構造となっているが、架台の一部にグレーチングの寸法が合わない部分があったため、事象発生時には開口部ができた状態であった。
- ・この開口部については、後日、寸法の合うグレーチングを製作し、はめ込むこととし、開口部からの転落防止対策として、ロープおよび立入り禁止表示により、開口部付近への立入り禁止措置をとっていた。

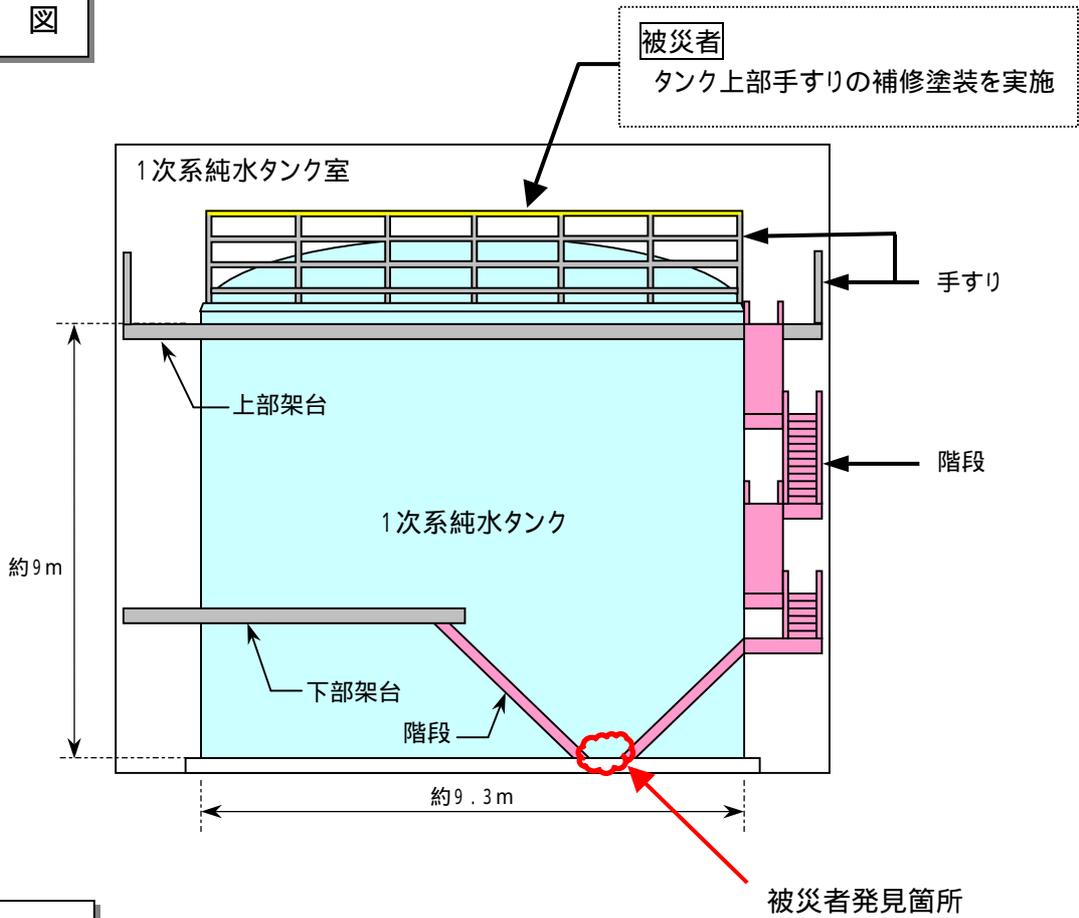
これらのことから、確実に転落防止対策を実施するためには、開口部自体に囲い、仮蓋、ネット等の物理的な措置を行うことも必要であったと考えられた。

## 3．対策

開口部に寸法の合うグレーチングをはめ込むとともに、今後、同様の開口部ができた場合には、開口部自体に囲いや仮蓋、ネット等の物理的な安全対策を確実に実施することを所員および協力会社社員に周知した。

### 1次系純水タンク状況図

側面図



平面図

